

平成31年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

区名	番号	項目	提案内容の概要	所管局名	対応 ※一部対応含む
神奈川	1	地域防災拠点における生活用品の更新について	地域防災拠点における生活用品(ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、紙パンツ)の定期的な更新	総務局	○
神奈川	2	マイナンバー業務におけるセキュリティの向上及び効率的な業務処理に向けた、戸籍課窓口及び執務室のレイアウト・什器等の整備	セキュリティの向上及び効率的な事務処理に向けて、窓口及び執務室の什器等の購入や業務用端末等の配線工事等	市民局	○
神奈川	3	学校規模適正化に向けた通学路の安全対策について	1 通学路安全対策の検討に必要な基礎データに基づいた検討 2 通学路安全対策に必要な用地の取得等 3 通学路の安全対策の検討から実施に至るまでの対応部署を、教育委員会事務局が一括所管する枠組みの構築	教育委員会事務局	○
神奈川	4	特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターの機能強化	羽沢地区の地域包括支援センターが併設されている特別養護老人ホーム「若竹苑」に、地域ケアプラザと同等の機能を整備	健康福祉局	○
神奈川	5	精神保健福祉法第23条に基づく通報対応やその他緊急の障害者対応等に活用する携帯電話の配備について	警察官からの通報や緊急対応を要した際に外部との連絡を行うための、各区の障害者支援担当への携帯電話の配付	健康福祉局	○
神奈川	6	地域子育て支援拠点出張ひろばの局予算化について	地域子育て支援拠点における区内2か所の出張ひろば運営の局事業化	子ども青少年局	-
神奈川	7	災害対応を踏まえた土木事務所庁舎の機能強化について	災害時の初期対応の強化のため、職員の配備体制を見直したこと等による土木事務所の改修	市民局	○

平成31年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

神奈川区		総務課	
担当者名	深沢、二瓶	TEL	411-7004
共通区	全区		

所管局名	総務局
------	-----

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
1	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	地域防災拠点における生活用品の更新について
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと 解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	<p>各地域防災拠点には、食料に加えて、生活用品や避難生活に必要な資機材等を備蓄しています。食料は、賞味期限に合わせて定期的に更新を行っているほか、資機材についても老朽化が著しいものや取扱いが難しいものなどを最優先に更新を行っています。</p> <p>一方、生活用品の多くは、備蓄から20年以上が経過し、一度も更新されていません。生活用品の中でも、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、紙パンツについては、使用時に一定時間直接肌に触れるものです。しかしながら、長期間保存され、劣化が進んでいるため、避難者が使用時に「肌のかぶれ」等事故のリスクがあります。また、デザインや機能面からも陳腐化が進んでいます。</p>	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（地域防災拠点運営委員会からの要望）	
	◇区民からの具体的な要望	
	<ul style="list-style-type: none"> 古い品物を肌に触れさせるのは抵抗がある。 備蓄品が「いつまで使えるものなのか」分からないと不安 	
	◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>自助・共助の観点から家庭内備蓄について、地域での出前講座等を通じて啓発してきました。</p>		
◇課題解決のための方策		
<p>ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、紙パンツを3か年程度で更新を行います。更新時は、保存期間や使用期間の目安を表示するなどして、使用期間に対する地域の不安が極力少なくなるようにします。</p> <p>また、更新後の備蓄品が、再度20年近く経って劣化しては意味がありません。全市的な備蓄計画の策定によって、定期的な更新を担保することで、地域の不安を解消します。なお、利活用の仕組みをあわせて構築することがより効果的と考えます</p>		
提案内容・概算額等	市全体459拠点で積算した場合 合計 63,709千円 【21,236千円】 ※【 】は3か年で更新した場合	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	災害対策備蓄事業	
所管局課・担当者	総務局危機管理課 中島係長	

◆局回答内容

総務局		危機管理課	
担当者名	中島・吉澤	TEL	671-2011

対応の有無	対応する	その他
対応する場合	◇対応の内容 生活用品の更新について、1か年で対応できるよう必要経費を予算計上します。また、耐用年数を踏まえた計画的な更新に取り組めるよう、引き続き、検討を進めていきます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

平成31年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	市民局
------	-----

神奈川区		戸籍課・総務課	
担当者名	野澤・塚原	TEL	411-7034
共通区	鶴見区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
2	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	マイナンバー業務におけるセキュリティの向上及び効率的な業務処理に向けた、戸籍課窓口及び執務室のレイアウト・什器等の整備
	制度関連 <input type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの紛失をふまえ、戸籍課では様々な再発防止策を実施しており、安定的、継続的に対策を実施していくためには、少しでも職員の負担を軽減する必要があります。 ・戸籍課は、区庁舎建設時の窓口配置を基本とし、その後の業務変化に対応する形で少しずつレイアウト変更等を行った結果、効率的な事務処理が難しいレイアウトになっています。特に、新規業務であるマイナンバーカードの交付業務は、受付から交付までのお客様及び職員の動線が長く、また、住民異動に関する業務処理をする職員の動線と交錯しています。結果として、お客様の待ち時間が長くなるとともに、職員への負担となっています。 	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
	◇区民からの具体的な要望	
	<ul style="list-style-type: none"> ・二度とマイナンバーカードを紛失しないで欲しい。 ・引越しの手続きに来たが、待ち時間が長い。 	
	◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護審議会の答申(30年2月9日)をふまえ、市民局からの指示に基づき、マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策を実施しています。 ・待ち時間の短縮については、30年度においては、職員勤務体制の工夫や業務委託等により改善を図っています。 	
◇課題解決のための方策		
<ul style="list-style-type: none"> ・市民局窓口サービス課が、セキュリティ対策及び機能的な什器等に詳しい専門業者から、セキュリティの向上及び効率的な事務処理に関する提案を受けているため、その提案を実現します。 		
提案内容・概算額等	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口及び執務室の什器等の購入 ・業務用端末等の配線工事 等 	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	市民局窓口サービス課 堀係長	

◆局回答内容

市民局		窓口サービス課	
担当者名	堀・加藤	TEL	671-2176

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	レイアウト等の改修について、対応します。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

平成31年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名 教育委員会事務局

神奈川区 区政推進課
担当者名 加藤木・田邊 TEL 411-7028
共通区

継続年数 新規 添付資料

Table with 3 columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes details for '学校規模適正化に向けた通学路の安全対策について' and '地域のニーズと解決策'.

局回答内容

教育委員会事務局 学校計画課
担当者名 増田・鶴木 TEL 671-4027

Table with 3 columns: 対応の有無, 対応する, 既存の事業で対応する. Includes '対応する場合' and '対応しない場合'.

平成31年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	神奈川区		福祉保健課		
		担当者名	村尾・中山	TEL	411-7136	
		共通区				
		継続年数	新規	添付資料		
番号	提案種別	項目				
4	<input checked="" type="checkbox"/> 予算関連 <input type="checkbox"/> 制度関連	特別養護老人ホーム併設地域包括支援センターの機能強化				
		◇地域の課題、基礎データ等 ○ 羽沢地区は主に菅田地域ケアプラザ区域に属するが、①区域の広域さや、②ケアプラザへの交通手段などから、 日常生活圏域を分割し 、地域包括支援センターについては、特別養護老人ホーム「若竹苑」に設置している。 ○ 羽沢地区内の社会福祉資源の拠点施設は地域包括支援センター（以下、「包括」という）のみであるが、若竹苑は地域ケアプラザ（以下、「CP」という）ではなく特養包括であることから、 CPと同等の機能が設置されていない 。 ○ 若竹苑に貸館機能が設置されておらず、地区住民の方々はやむを得ず近隣の菅田CP、片倉三枚CP及び他区である常盤台CPを利用することも少なくないことから、 地区が分断されており、一体的な地域支援を行うことが出来ていない 。 ○ 福祉保健の地域支援を行うためには、 地域の相談等で限員や事例を把握する包括部門と、人材や既存ネットワーク等をつなぐ地域交流部門との連携が不可欠 であるため、羽沢地区の地域活動支援を日常生活圏域外である 近隣の他CPの地域交流部門が所管することは、そもそも実質的に困難 である。 ○ 当該圏域の地域活動・交流事業については他CPが所管することとなっているが、 実際にCPもそのような距離を有しておらず、20年以上に亘り、若竹苑がその役割を担い続けており、地域の信頼 という観点からも、 若竹苑以外の施設が地区支援を行うことは現実的ではない 。				
		◇地域ニーズ等の収集手段 ■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 ■ 3 地区担当制 ■ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 ■ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()				
		◇区民からの具体的な要望 特養包括である若竹苑に、CPと同等の機能を設置すること （特に、「貸館機能」の設置を望む地域の声が強く、また「高齢者以外の地域課題（例：子ども分野や障害分野など）」の地区支援を地域の信頼の下、地域交流部門が配置されていない特養包括が担わざるをえない状況）				
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 他のCPと異なり、包括3職種（看護師・社会福祉士・主任ケアマネージャー）のみで地域支援を行っており、平成28年度予算編成に向けた地域ニーズにて、地域活動交流コーディネーターの配置を要求した。 →要求の結果、地域活動交流コーディネーターは配置されなかったが、他のCPと同様、生活支援コーディネーターが配置されることとなった。				
		◇課題解決のための方策 若竹苑にCPと同等の機能を設置すること。 				
提案内容 概算額等		「場の活用」機能を強く望む地域の声や、若竹苑が実施している地域支援の現状 に鑑み、従前の整備計画にはありませんが、 羽沢地区にもCPを新設 するよう、要望します。 ただし、待たなしの地域支援にあたり、 特養包括のあり方を整理 した上で、 暫定的な措置として、若竹苑にCPと同等の機能を設置 していただきたい。 ⇒ 専任所員の配置 ・ 地域活動交流部門を担う職員の配置 ・ （包括）相談室の設置 ・ 貸館機能の設置				
参考：区執行体制上の課題		現行の体制で対応				
局事業名		地域ケアプラザ運営事業、包括的支援事業				
所管局課・担当者		健康福祉局地域支援課 山口係長・岩瀬係長				

◆局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	岩瀬、山口	TEL	671-4047, 3613

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容 現在の地域ケアプラザの整備計画終了後の方針について、高齢者人口や包括圏域の大きさ等のデータを基に今後検討を進めていくなかで、この件についても合わせて検討していく予定です。	
	◇課題に対する局の考え方	
対応しない場合	◇対応する場合の課題	

平成31年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

神奈川区		高齢・障害支援課	
担当者名	清水	TEL	411-7114
共通区	鶴見区・西区・中区・南区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・磯子区・金沢区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・戸塚区・栄区・泉区		

所管局名	健康福祉局
------	-------

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目																																																												
5	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	精神保健福祉法第23条に基づく通報対応やその他緊急の障害者対応等に活用する携帯電話の配備について																																																												
	制度関連 <input type="checkbox"/>																																																													
<p>地域のニーズと解決策</p> <p>◇地域の課題、基礎データ等 障害支援業務に際しては、精神保健福祉法第23条に基づく警察官通報業務や障害者虐待対応等、常時緊急対応を要する業務があるにもかかわらず、緊急時の連絡手段が整備されておらず、担当職員等の自己負担等により対応しているところも少なくありません。高齢者虐待、こども虐待防止、女性福祉相談等の事業については、緊急時の対応における体制の整備を目的に局所管課が一括で契約した携帯電話が各区に配付されています。 障害者支援業務では、各種通報の件数等は他の制度と比べ少ないものの、常時一定数の23条通報は生じていることや、地域で障害者を支える取り組みを進める中で、今後、各区に求められる役割も増えることが想定されるため、全市統一で携帯電話等の配付を要求します。</p> <p>【精神保健福祉法 抜粋】 第二十三条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。 第二十七条 都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。 (精神保健福祉法における「都道府県」は横浜市に読み替えます) 【23条通報件数(平成29年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鶴見</th> <th>神奈川</th> <th>西</th> <th>中</th> <th>南</th> <th>港南</th> <th>保土ヶ谷</th> <th>旭</th> <th>磯子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>18</td> </tr> <tr> <th></th> <th>金沢</th> <th>港北</th> <th>緑</th> <th>青葉</th> <th>都筑</th> <th>戸塚</th> <th>栄</th> <th>泉</th> <th>瀬谷</th> </tr> <tr> <td>平日昼間</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※区役所は平日日中と深夜帯で対応し切れなかった対象者を担当しています。</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段 <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()</p> <p>◇区民からの具体的な要望 ・ 通報から受診までをスムーズに実施してほしい ・ 緊急時に、家族や施設、受診先等との連絡調整をしっかりと行ってほしい</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 これまで職員の個人用携帯で連絡せざるを得ない状況があり、23条通報等の対応は調整に時間がかかるため多額の通話料が職員負担となったり、家族等との連絡に個人用携帯を使用するのが戸惑われる場面がありました。そのため現在神奈川区ではやむなく個性ある区づくり推進費で携帯電話の契約を行っていますが、本来個性ある区づくり推進費は各区の個性や区役所の自主性に基づく事業に対する予算であり、本件については、高齢者やこどもの虐待防止、女性福祉相談等の事業同様、全市共通の課題として局で対応するべきものであると考えます。また、18区がそれぞれ携帯電話の契約を行った場合、各区で契約事務を行うため非効率です。</p> <p>◇課題解決のための方策 横浜市全体の法定業務であることを鑑み、健康福祉局が携帯電話を一括で事務手続き(契約・支払)し、各区の障害者支援担当に配付します。</p>				鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	平日昼間	10	11	15	20	15	9	9	9	13	深夜	16	19	10	25	13	11	9	11	18		金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	平日昼間	14	13	8	14	11	8	6	10	2	深夜	10	24	5	14	8	21	5	8	3
	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子																																																					
平日昼間	10	11	15	20	15	9	9	9	13																																																					
深夜	16	19	10	25	13	11	9	11	18																																																					
	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷																																																					
平日昼間	14	13	8	14	11	8	6	10	2																																																					
深夜	10	24	5	14	8	21	5	8	3																																																					
提案内容・概算額等	■■■■ 円×12か月×18区= ■■■■ 円																																																													
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応																																																													
局事業名	精神保険福祉対策事業																																																													
所管局課・担当者	健康福祉局障害企画課 中村係長																																																													

◆局回答内容

健康福祉局		障害企画課	
担当者名	中村	TEL	671-3606

対応の有無	対応する	予算対応する
対応する場合	◇対応の内容 携帯電話の導入経費について局で予算を計上	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

平成31年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Header information table including agency name (子ども青少年局), district (神奈川区), and support category (子ども家庭支援課).

Main proposal details table with columns for proposal number, type, item, and content. Includes sections like '地域ニーズと解決策' and '課題解決のための方策'.

◆局回答内容

Response header table with columns for agency and support category.

Response content table with columns for '対応の有無' and '対応する場合'. Includes a detailed explanation for '対応しない場合'.

平成31年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名 市民局

神奈川区 神奈川土木事務所
担当者名 小泉 TEL 491-3363
共通区

継続年数 新規 添付資料

Table with 3 columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes details for proposal 7 regarding disaster response and facility improvement at the Kanagawa Civil Engineering Office.

◆局回答内容

市民局 地域施設課
担当者名 土田・佐野 TEL 671-2327

Table with 2 columns: 対応の有無, 対応する/既存の事業で対応する. Details response for proposal 7.